

## 武蔵野市「緑の基本計画（案）」に対する意見書

(武蔵野プレイス登録市民活動団体)  
市民が憩えるプレイス西通りをつくる会

武蔵野市緑の基本計画（案）に対する当会の意見は、以下の通りであり、**1**において緑の基本計画（案）全体について、**2**において市民に関心の高い境山野緑地について、**3**において具体的な文言の修正について意見を述べます。

### 1. 武蔵野市緑の基本計画（案）全体に対する意見

#### (1) 生物多様性の観点から掘り下げた記述が必要です。

緑は生命の営みであり、生物多様性と密接な関係があります。

生物多様性基本法は地方公共団体に対して、生物多様性の基本原則に基づく施策の策定と実施を求めています。

武蔵野市も生物多様性基本方針を昨年定め、公表しました。

しかし、今回の緑の基本計画（案）においては、生物多様性との関係について考察が十分なされているとは思われません。施策中に他の機関や「広域的な連携」で「配慮すべき事項」として記載されている（4章2（2）、33頁）のみのようです。

緑の質の向上、公園管理の多様化その他生物多様性との関係で更に掘り下げるべきことがあります。まず、緑の基本計画全体が目指すべき基本理念として3章1及び2（21頁）に生物多様性に関して明記すべきものと考えます。

#### (2) 公園の特性に対応した公園管理の多様化

市立公園が178あり、その管理が大変であることは理解できます。

しかし、現状として「それぞれの公園がもつ機能や特性を明らかにし」（1章4（2）、6頁）たうえで特性に則した管理がなされているとは言い難いケースが見られます。

例えば、「一般の公園」として一律に管理されていて、野鳥の森公園のように地表が殆ど裸地となった公園があり、これらの公園は通り抜けの近道となっても、市民が憩える公園とは言えません。境山野緑地も同様です。

個々の公園緑地の整備を公園自体の特性に応じて行う原則を「施策」（4章2（2）、32頁）の冒頭でまず明記すべきでしょう。

#### (3) 公園における緑の質の向上と裸地率

緑の量的評価としては緑被率が採用されており、街路からは緑視率が便利です。（2

3～24頁)

これに対し、公園における緑の質を考えるためのひとつのマイナス指標として裸地部分の割合（裸地率）が有り得ます。

上空からみた緑被の割合がどんなに多くても、地表は日光の恩恵を受けることができない限り裸地部分が拡がり、生物は集まらなくなり、生物の多様性を実現することができません。後記の境山野緑地でも、裸地の拡大とともに昆虫等の種類が減少したと言われます。

緑の質（3章2、21頁、将来像）を検討するにあたって、上記も検討され、公園における裸地の減少を一つの目標とするよう求めます。

#### **（4）市民参加の原則**

施策を進めるための市民の役割が4章2（1）、31頁に記載されていますが、これによると市民は、専ら緑を享受し、活用し、保全、清掃等に参加する役割として述べられているに止まります。

しかし、武蔵野市は、市民参加を市政の大原則とする自治体です。緑の基本計画において、市民の役割を限定し、あるいは市民の役割を限定したと誤解される記載を行うべきではありません。4章2（1）31頁「役割」欄の記載は削除し、又は誤解を生じない記載に変更すべきです。

本件計画は基本計画ですから、これに基づく個別施策の具体的内容は当然別途決定されることとなります。したがって、緑の分野においても、個別施策内容の決定、執行に至る全過程において、（取組み例欄に「市民」の文字があるか否かに拘わらず）市民が事前に説明を受け、意見を述べ、行政とともに個別施策の検討に関与する主体である旨の市民参加の原則を、上記に加えるべきです。

## **2. 境山野緑地における雑木林の保全、再生に関する意見**

### **（1）境山野緑地における雑木林の意義**

境山野緑地の雑木林が、市内に唯一まとまって残された雑木林であること、雑木林が二次林として、江戸期の武蔵野開拓を支えた歴史と文化を象徴する存在であること、雑木林を維持するためには、定期的な再生（萌芽更新）が必要なこと、さらに今日では生物多様性を維持するための新たな意義が加わったこと等は市民の間に知られています。

また、境山野緑地には、長期間にわたってその維持にあたりるとともに、雑木林としての再生の必要性を訴えている市民団体が存在します。

市も、境山野緑地の保全について、緑の基本計画2008において、「里山としての保全と利活用、設備整備、管理運営に関する計画を市民とともに検討していきます。」と定めていました。

それにも拘わらず、10年を経た今日まで、市は特段の理由を表明することなく、緑の基本計画2008の定めを履行していません。このため、具体的な進展がありません。

## **(2) 境山野緑地(雑木林)の再生と市民、市民団体の主体的役割**

緑の基本計画(案)は「保全方法について引き続きの検討」(第4.2(2) 34頁)としています。しかし、境山野緑地の現状は後記する通りであり、その再生のために早期、緊急の対応が必要であることを示しています。

したがって、境山野緑地再生への取組み期間は、中期ではなく、短期(1~2年で準備・実行。その後も継続して実施するものを含む)とすべきです。

また、緑の基本計画(案)(同上 34頁)は、境山野緑地の個別施策について、「取組む主体」が「行政」のみであると記載しています。しかし、これは明らかに誤りであり、「市民・行政」とすべきです。

境山野緑地には長年にわたって、その保全にあたっている市民団体があり、雑木林の歴史的、文化的価値を理解し、武蔵野市においてこれを再生する意義を把握しています。多くの市民も市民団体の意見と活動を支持しています。

市民の関心が高い境山野緑地の保全・再生については、長年これに関与し、豊富な知見を有する市民団体が主体的役割を果たし、市民や行政と共同して個別施策の内容や時期を検討し、実行すべきものです。市民団体や市民を除外して行政のみが検討しても妥当な結果が得られないことは、過去10年間の事実が示している通りです。

## **(3) 境山野緑地(雑木林)の現状と基本的課題**

上記と一部重複しますが、境山野緑地(雑木林)の現状と基本的課題を以下にまとめます。

① 江戸時代の新田開発でつくられた「武蔵野の雑木林」は、武蔵野台地の緑の代表的な存在です。とりわけ「武蔵野」の名を冠した本市にとっては緑の代表的な位置を占め、多くの市民に親しまれています。雑木林は農地、屋敷林と並んで武蔵野台地の里地里山の代表的な緑です。

しかし市内の雑木林の現実には、高木化・裸地化が著しく、本来の景観や自然環境が失われつつあり、危機的な状態にあります。とくに、唯一まとまった面積をもつ境山野緑地(独歩の森)では樹木の枯損木化が進み、2018年3月に15本伐採を余儀なくされ、台風24号でも太く長い枝が10本以上落下しました。このままでは、貴重な武蔵野の雑木林が消滅する危険が有るほど荒廃が進んでいます。こうした事態に対し、多摩地域の各自治体では雑木林の若返りを試みており、その結果生物多様性が向上し、自然遊びの子どもたちが増えたという成果があがっています。

② ところが、武蔵野市では雑木林の若返りに着手しておりません。このため、境山野緑地はじめ市内の雑木林（野鳥の森公園、くぬぎ公園）は昼間でも日光が射さず暗いままであり、通り抜けの近道に利用されることは有っても市民が憩える場所ではありません。子どもたちも、保育園等の活動で利用する程度で、自発的に雑木林で遊ぶ子どもの姿はほとんど見られません。

武蔵野市は10年前、現行の計画（「武蔵野市緑の基本計画 2008」）の重点施策 19「境山野緑地の保全」において、「武蔵野の雑木林の自然と文化の再生」を掲げた「境山野緑地の保全と活用について（提言）」をもとに、里山としての保全計画を市民とともに検討すると明記しましたが、実際にはこの10年間、積極的な取り組みを何ら行わず、放置したままでした。このため、現状は雑木林として荒廃した状況と言えるほどであり、安全上も前記のように問題が発生するおそれのある状態に至っています。

③ このような状況への危機感もあって、2018年2月12日に当会も後援団体の一つとなって開催された「武蔵野の雑木林を未来へつなぐ」（武蔵野市共催、NPOまちづくり会議むさしの及び武蔵野の森を育てる会主催、15市民団体後援、参加者95名）では、雑木林の再生（若返り）によって生物多様性が向上するとともに子どもたちの利用が飛躍的に増えた事例（福生市、西東京市）が報告され、「貴重な武蔵野の雑木林をより良い状態で未来へつなぐ」ための宣言文が満場一致で採択されました。

#### （４）緑の基本計画（案）と境山野緑地（雑木林）

① 緑の基本計画（案）において境山野緑地に対する施策を検討する観点として、**前記1項**で述べたことが全て該当します。

すなわち、検討にあたっては、**（１）**生物多様性、**（２）**公園管理の多様化、**（３）**公園における緑の質の向上と裸地率、**（４）**市民参加の各観点からも検討すべきであり、その結果、雑木林としての再生の重要性が確認されます。

② 「緑を再生させる」の項（2章1（2）、14頁）に「境山野緑地の保全については、保全方法に対して様々な意見があることから今後の方向性について検討しています。」と記載されています。

緑の基本計画（案）は、「様々な意見」があると記していますが、これは市が従来から進展のない理由に挙げていたものです。

境山野緑地の保全活動に長年取り組んでいる市民団体「武蔵野の森を育てる会」や、「NPO法人市民まちづくり会議・むさしの」は保全方法について具体的な意見を表明し、当会を含め多くの市民、市民団体がこれを支持しています。

しかし、市が言う「様々な意見」については、市民は内容はもとより、その存否すら知りません。市のみが内部で把握している情報と思われる。

「様々な意見」を開示し、これをも対象として市と市民が真摯に議論し、境山野緑地の具体的な保全方法を早急に検討すべきです。

③ 緑の基本計画（案）の施策は、「境山野緑地等の樹林の保全方法について引続きの検討」（4章2（2）、34頁）となっており、しかも取り組む主体は行政のみ、期間は中期（1～5年くらいの期間で準備・実行）とされています。これらに、当会はいずれも反対です。

境山野緑地の保全は、「検討を急ぎ、保全と更新に着手する。」とし、取り組む主体は「市民と行政」、期間は「短期」（計画策定から1～2年で準備・実行。その後も継続して実施するものを含む。）とすべきです。

### **3. 緑の基本計画（案）の文言修正意見**

① 「武蔵野市の緑に関するこれまでの経緯」について（2頁）

5行目の「屋敷林や農地」を「雑木林・屋敷林や緑」にする。

② 「緑の定義」について（5頁）

上記と同様の趣旨から、「樹林」を「雑木林や屋敷林などの樹林」にする。

③ 「歴史の面影を残す緑」について（9頁）

雑木林の生物多様性の重要性をふまえ、独歩の森は生物多様性の保全からみても重要な拠点であることを明記する<sup>(注)</sup>。

（注）科学的な調査の結果、境山野緑地には雑木林を好む昆虫が生息していることからポテンシャルが高いこと、しかし種類も個体数も本来の雑木林と比べるとかなり少ないことが実証されている（武蔵野の森を育てる会『街なかの森の鳥と虫～「独歩の森」を楽しむ～』2016年、18～24頁）。

④ 「緑を再生させる」について（14頁）

ここは緑の基本計画2008の履行状況に対する評価であるから、境山野緑地の保全については計画が進んでいないことを記述すること、実際に多様な意見があるのならその内容を記述すること、貴重な雑木林をきちんと継承できるよう着手を急ぐべきことを指摘することが必要。

⑤ 「公園緑地、街路樹、学校の緑などの管理」について（17頁）

ここは緑の基本計画（案）の論点であるから、境山野緑地の保全について「引き続き検討」ではなく、具体的に何をどのように如何なる時期に進めるべきか記述する必要がある。

⑥ 3章1及び2「基本理念」、目指すべき目標として生物多様性を明確に掲げる（21頁、3章1及び2）

⑦ 特に公園における緑の目標として、地表の裸地状態の改善を挙げる。数値化については、マイナス評価として裸地率を検討する。（21頁又は23頁）

⑧ 「都市公園の整備および管理の方針」について（26頁）

市内の公園緑地はそれぞれ固有の性格をもっているため、多様性の重視に則り、「各公園緑地の成り立ち、地域性、特色に合わせた整備を行う」という内容を入れるべき。

- ⑨ 市民の役割（31頁）について、緑の分野においても、基本計画に基づく個別施策に関しても、その執行に至るまで、市民が説明を受け、意見を述べ、行政とともにその具体的内容の検討に関与することができる市民参加の原則を明記すべきです。

また、市民の役割を限定した、あるいは限定したと誤解される「役割」欄の記載（31頁）は削除し、又は誤解を生じない記載に変更すべきです。

- ⑩ 「水と緑の軸・緑の拠点の継承」について（34頁）

境山野緑地については、「など」や「樹林」といった焦点をぼかす言葉で記述したり、「検討」という言葉で計画実行の担保が不可能になる言葉にしたりするのではなく、下記のように、武蔵野の雑木林の重要性をふまえた具体的な施策として提示すべきです。

・「境山野緑地を雑木林として承継、再生する重要性を認識し、このための方法について市民とともに早急に検討し、実施に着手する。」

- ⑪ 境山野緑地の取り組む主体と期間（34頁）

主体 行政のみでは明らかに不十分であり→市民・行政とする。

期間 中期では遅く→短期とする。

以上

連絡先（市民が憩えるプレイス西通りをつくる会代表）

中 島 敏

〒180-0023 武蔵野市境南町4-10-4

電話090-3044-8611